

京都BCPの推進に関する包括協定書

京都府（以下「甲」という。）と株式会社京都銀行（以下「乙」という。）は、京都BCPの推進に関し、次のとおり包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、京都BCP行動指針（以下「指針」という。）の趣旨に則り、大規模広域災害等の危機事象時において、京都の活力を維持し、さらに向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）BCP 企業等の事業存続を脅かす緊急事態に見舞われたときを想定し、重要業務を許容限界以上のレベルで維持するとともに、許容される期間内に操業度を回復するための事前の対策計画、緊急期の対応計画及び事後の復旧計画をいう。
- （2）京都BCP 京都全体にBCPの考え方を適用し、大規模広域災害等の危機事象時において京都の活力を維持し、さらに向上させるため、地域全体で連携する防災の取組をいう。
- （3）個別BCP 個別の企業等を対象とするBCPをいう。
- （4）連携型BCP 複数の企業等が連携してBCPの取組を行うことをいう。

（協力事項）

第3条 甲及び乙が第1条の目的を達成するために行う協力の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲又は乙が行う個別BCPの策定促進のために必要な取組
- （2）甲又は乙が行う連携型BCPの推進のために必要な取組
- （3）甲が行う防災訓練への乙の参加
- （4）乙が行う防災訓練に対する情報提供その他の甲の支援
- （5）乙が行う災害時における地域活動に対する甲の支援
- （6）その他京都BCPの推進のために甲乙が必要と認める取組

（連絡窓口）

第4条 甲及び乙は、第3条に規定する協力事項に関する連絡が確実かつ円滑に行われるよう連絡窓口を設置し、相互に報告するものとする。

2 前項に定める連絡窓口に変更が生じたときは、速やかに相手方へ報告するものとする。

（定期的な情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平時より定期的に情報交換するものとする。

(細目の締結)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、必要に応じ、別途細目協定を締結することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

(有効期間等)

第8条 この協定は、締結日から適用するものとし、1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、その変更又は解除を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 京都府
知 事 山 田 啓 二

乙 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
株式会社京都銀行
取締役頭取 高 崎 秀 夫